

お知らせ

令和7年(2025年)12月12日

報道機関各位

函館市総務部人事課

(21-3667)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 企画部・一般職 年代 20代
事案の概要	令和7年5月27日、自家用車を運転中に交通事故を起こし、事故の相手方に加療47日を要する傷害を負わせた。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和7年12月12日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 財務部・一般職 年代 50代
事案の概要	令和7年1月7日、公用車を運転中に交通事故を起こし、事故の相手方に対する損害賠償に加え、公用車を破損したことにより市に著しい損害を与えたもの。
処分内容	戒告
処分年月日	令和7年12月12日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667